

答 申 第 2 5 号

平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 4 月 2 1 日付け鎌倉市指令秘第 4 2 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年3月5日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「神奈川新聞2014年3月4日付松尾鎌倉市長動向にある『高橋浩司市議・政策創造担当』に係る面談内容がわかる文書一式」について実施機関鎌倉市長が平成26年3月18日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年3月5日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「神奈川新聞2014年3月4日付松尾鎌倉市長動向にある『高橋浩司市議・政策創造担当』に係る面談内容がわかる文書一式について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成26年3月18日付け鎌倉市指令秘第41号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年3月20日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成26年5月26日付けで提出された意見書、同年6月2日付けで提出された補充意見書及び同年11月18日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 行政文書不存在決定通知書に記載の行政文書が存在しない理

由では、「政策創造担当職員については、所管事務について市長から確認を求められたため、市長と市議会議員が面会している場所に一時的に入室し、すぐに退室した」とするが、異議申立人は、市長が政策創造担当職員に確認した内容が分かる文書を請求しているのであり、実施機関の理由説明だけでは理由付記の要件を欠き不当である。

イ 実施機関は行政文書不存在決定理由説明書において、「市議会議員との面談については、事前に予定されていたものではなく、事業の進捗状況の確認のみであったため、鎌倉市行政文書管理規則（以下「規則」という。）第3条第1項のただし書きにある事務処理に係る事案が軽易な場合と判断した」と主張するが、市議会議員との面談については、平成26年3月4日神奈川新聞の市長動向で発表しているので、軽易な場合とする判断は実施機関の独自の見解であり、本件請求事案は軽易とはいえ、本件請求対象文書が不存在であることは不当である。

ウ 市議会議員の行政文書公開請求では、請求日の翌日に決定しているが、異議申立人の場合は、請求日から15日後に決定している。異議申立人の請求については決定まで日数をかける決定処分を裁量で行うことは、実施機関が情報公開制度の運用を差別していることであり不当である。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成26年5月21日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び同年11月18日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

(1) 行政文書不存在決定通知書の処分理由について、理由付記が要件を欠き不当であるとの主張について

条例の解釈及び運用では、理由付記について、「その決定に対する不服申立がなされることが考えられるため、それぞれ理由欄には、公開請求者の理解が得られるようにできる限り具体的に記入すること」とし、特に、不存在を理由とする場合は、「文書を作成していない、廃棄した及び紛失等により物理的に存在しないのか、または、職員の個人的なメモ等により条例第2条に規定する行政

文書に該当しないため法解釈上の不存在的なのか明示し、その理由を具体的に記載すること」とされている。

本件処分においては、不存在的の理由を、「記録を作成する必要はないことから、行政文書は物理的に存在しない」としており、さらに、「所掌事務について市長から確認を求められた職員が一時的に入室し、すぐに退室した」と具体的にその理由を示している。

- (2) 面談内容がわかる文書を作成しないことは不当であるとの主張について

市議会議員が市長に対し、事業の進捗状況を確認することは日常的に行われることであり、その際、実施機関の職員は同席しない。また、面談中に各事業の担当職員が補足説明のため一時入室することも日常的に行われる。過去においても事業の進捗状況の確認のやりとりについて記録を作成したことはなく、文書は作成しておらず不存在的である。

- (3) 行政文書公開請求から決定までの日数を市議会議員と差別していることは不当であるとの主張について

一般的に、請求対象文書の量や、条例第6条各号の判断、所管部署の事務執行業務の状況、または、起案文書を回議する過程において承認者の不在などにより、請求から決定までの日数が請求案件ごとに異なることは起こり得る。

異議申立人が主張する事例では、いずれも他課が一連の事務処理を行っており、個々の事務内容については承知していないが、条例第11条第1項の規定により、請求から15日以内に処分を決定しているため、異議申立人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

- (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、特定日に行われた市長、市議会議員及び政策創造担当職員の面談内容がわかる文書である。

当審査会は、本件請求対象文書について行政文書不存在的とした実施機関の処分について、以下、検討する。

- (2) 行政文書不存在的について

異議申立人は、本件請求事案は規則第3条第1項に規定する軽易な場合には該当せず、本件請求対象文書が不存在であることは不当であると主張する。また、不存在処分理由についても、理由付記の要件を欠き不当であると主張する。

これに対して、実施機関の処分理由説明によると、市議会議員が市長に対し事業の進捗状況を確認することは日常的に行われ、軽易な面談であるから、事業の進捗状況の確認のやりとりについて記録を作成したこともなく、本件においても文書は作成していないと主張する。

また、不存在処分理由については、不存在の理由を具体的に示しており、請求者が不存在の理由を明確に認識し得るものであると主張する。

規則第3条第1項は「事務処理に当たっては、処理の内容（行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を行政文書として記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りでない」と規定しており、実施機関のあらゆる業務について記録等を作成することを義務づけているものではない。

本件のような日常的に行われている面談について、記録等を作成するか否かについては、当該業務を所掌する実施機関において、その必要性を判断することが許されているといえる。

このことから、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の処分理由説明には、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の処分理由説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

異議申立人は、理由付記についても不当であると主張しているところ、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、行政文書不存在決定通知書に付すべき理由は、請求者において、不存在である具体的な理由が、そもそも請求対象文書を作成または取得していないのか、存在はしたが保存年限が経過したため廃棄したのかなど、なぜ行政文書が存在しないのかを了知し得るものでなければならぬと認められる。

本件処分による理由付記では、本件請求対象文書を保有していない理由について、そもそも請求対象文書を作成していないこと

が明記され、また、作成していない理由についても特段、不自然、不合理な点は見当たらず、不備はないといえる。

その他の異議申立人の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 3 / 5	行政文書公開請求書が提出される
3 / 1 8	行政文書不存在決定通知書送付
3 / 2 0	異議申立書が提出される (担当課：秘書広報課)
4 / 2 1	審査会に対し諮問
4 / 2 5	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
5 / 2 1	行政文書不存在決定理由説明書を受理
5 / 2 2	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
5 / 2 6	異議申立人から意見書を受理
5 / 2 6	第 5 4 回 審査会で概要報告
5 / 2 8	実施機関に意見書(写)送付
6 / 2	異議申立人から補充意見書を受理
6 / 3	実施機関に補充意見書(写)送付
1 1 / 1 8	第 5 9 回 審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 2 / 2 2	第 6 0 回 審査会で審議
1 2 / 2 2	答申 (答申第 2 5 号)